

第 44 号

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年12月9日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和27年熊本県条例第111号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県教育長等の給与等に関する条例(昭和63年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第4条 熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

(熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例(昭和28年熊本県条例第11号の2)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の170」を「100分の175」に改める。

第6条 熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の172.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から

ら施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（以下「第1条改正後知事等給与条例」という。）第4条の規定、第3条の規定による改正後の熊本県教育長等の給与等に関する条例（以下「第3条改正後教育長等給与条例」という。）第4条の規定及び第5条の規定による改正後の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（以下「第5条改正後議員報酬等条例」という。）第5条の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後知事等給与条例、第3条改正後教育長等給与条例又は第5条改正後議員報酬等条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。

（1） 第1条の規定による改正前の熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例 第1条改正後知事等給与条例

（2） 第3条の規定による改正前の熊本県教育長等の給与等に関する条例 第3条改正後教育長等給与条例

（3） 第5条の規定による改正前の熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例 第5条改正後議員報酬等条例

（提案理由）

特別職の職員の期末手当の改定を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。